

県道 太 子 御 津 線	姫路市網干区高田字茶ノ木365番 6 から	新	7.0から	754.0	予定地
	同 市網干区和久字下丁田 5 番 9 まで		27.0まで		
	姫路市網干区高田字中筋323番から		18.0から	747.0	
	同 市網干区和久字下丁田 5 番 9 まで		38.0まで		

公 告

一定の複数建築物の認定の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、次のとおり認定を取り消した。

平成30年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

認定取消番号	認定取消年月日	認定の取消しを行った区域	認定の取消しを行った認定番号	認定の取消しを行った認定年月日
第H29北播団連 廃0002号	平成30年 8月20日	小野市桜台10番 2	第 6 号	昭和50年11月28日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
篠山市郡家字七ノ坪74番、75番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
篠山市北40番地 1
有限会社ナオ産業 取締役 名 尾 昭 人
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年 3月20日
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第 1－4 号（29篠山）



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年 8月31日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
建設雪寒機械（ロータリー除雪車2.6メートル級） 1 台
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 納入期限
平成31年 3月29日（金）
 - (4) 納入場所
但馬空港（豊岡市岩井1598—34）
 - (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 築地

電話 (078) 341-7711 内線4947 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年8月31日（金）から同年9月14日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成30年10月12日（金）午後2時 兵庫県庁西館小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成30年10月11日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成30年8月31日（金）から同年9月14日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、平成30年9月14日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

平成30年10月4日（木）午後5時から同月12日（金）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認について

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成30年9月1日（土）から同月27日（木）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成30年9月1日（土）から同月14日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、平成30年9月14日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成30年10月4日（木）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年10月10日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年10月26日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵

庫県規則第31号) 第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 Rotary snow remover (vehicle, 2.6 meters)

(3) Delivery period: March 29, 2019

(4) Delivery place:

Tajima Airport

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 September 14, 2018

(6) Deadline for tender:

14:00 October 12, 2018 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 October 11, 2018 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Tsukiji, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4947

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成30年 8月31日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

1 政治団体の設立の届出

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いそべゆうこと川西のこれからを語る会	磯部 裕子	磯部 佳浩	川西市けやき坂3丁目36番地の1	平成30年7月26日
いとう和貴後援会	伊藤 和貴	三宅 弘士	明石市西新町1丁目4-7	平成30年7月4日
イノベーション兵庫	野村 剛志	野村 亜衣子	尼崎市東園田町2丁目143番9号	平成30年7月6日
江口千洋後援会	森本 元一	森本 元一	姫路市網干区興浜1356-12	平成30年7月11日
たかお直人後援会	頼金 文雄	前川 公生	加東市黒谷134番地の2	平成30年7月2日
高橋みつお後援会	赤松 正雄	雨宮 秀樹	神戸市中央区八幡通4-1-6	平成30年7月11日
竹内きよ子はげます会	尾仲 利治	齋藤 泰郎	明石市大久保町ゆりのき通1丁目1-1 1 イーストスクエアIV番館1003号	平成30年7月25日

多田ひろし後援会	多 田 裕	多 田 豊	西宮市石劔町 5—19	平成30年 7月23日
平野達司後援会	平 野 達 司	三 木 宏 子	神戸市兵庫区東山町 2丁目 8—61	平成30年 7月 4日
ふじうら研司後援会	城 戸 攻	澤 井 清 美	明石市西新町 1丁目 4—7	平成30年 7月 3日
まつくま紀文後援会	松 隈 紀 文	松 隈 比 佐	川西市清和台東 4丁目 1番地の11	平成30年 7月 2日
松永みゆき後援会	松 永 美由紀	松 永 美由紀	小野市黒川町916番地	平成30年 7月19日
宮崎まさお兵庫県後援会	橋 本 良 春	矢 部 誠 一	神戸市中央区北長狭通 5—5—12 兵庫県土地改良会館 2階	平成30年 7月 9日
森本猛史後援会	森 本 猛 史	森 本 千鶴子	川西市南花屋敷 3—2—1	平成30年 7月10日
やなぎ歩後援会	柳 歩	柳 眞季子	川西市萩原台西 1丁目73番地	平成30年 7月17日

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	異動年月日	
公明党西宮総支部	大川原 成 彦	主たる事務所の所在地	新	西宮市田代町 5番 8—206号	平成30年 7月25日
			旧	西宮市高須町 1—1—15—1109	
		代表者の氏名	新	大川原 成 彦	
			旧	町 田 博 喜	
国民民主党兵庫県第1区総支部	井 坂 信 彦	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区八幡通 4—2—14 トロア神戸ビル 4階	平成30年 7月18日
			旧	神戸市中央区中山手通 4—17—2 セントラルビル 3 F	
		代表者の氏名	新	井 坂 信 彦	
			旧	石 井 健一郎	
		会計責任者の氏名	新	井 坂 信 彦	
			旧	永 江 一 之	
		国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
			旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体	
公職の種類(第1号)	新	衆議院議員			
	旧				
国民民主党兵庫県第12区総支部	池 畑 浩 太 朗	代表者の氏名	新	池 畑 浩 太 朗	平成30年 7月23日
			旧	向 山 好 一	
		会計責任者の氏名	新	池 畑 洋 子	
			旧	多 田 茂 樹	
		国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
			旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体	
		公職の種類(第1号)	新	衆議院議員	
			旧		

自由民主党宍粟市支部	春名哲夫	主たる事務所の所在地	新	宍粟市山崎町鹿沢237-5	平成30年7月7日
			旧	宍粟市山崎町船元242	
		代表者の氏名	新	春名哲夫	
			旧	谷 笹 利 通	
会計責任者の氏名	新	光岡 聡			
	旧	伊藤 万里子			
自由民主党兵庫県医療会	松本 卓	代表者の氏名	新	松本 卓	平成30年6月17日
			旧	小高 正 裕	
自由民主党兵庫県支部連合会	谷 公 一	会計責任者の氏名	新	藤原 昭 一	平成30年7月21日
			旧	山本 敏 信	
自由民主党兵庫県第二選挙区支部	藤原 昭 一	代表者の氏名	新	藤原 昭 一	平成30年7月21日
			旧	山本 敏 信	
自由民主党兵庫県第八選挙区支部	藤原 昭 一	代表者の氏名	新	藤原 昭 一	平成30年7月21日
			旧	山本 敏 信	
自由民主党和田山町支部	安福英則	主たる事務所の所在地	新	朝来市和田山町東谷213-27	平成30年7月26日
			旧	駅前ビル3F	
		代表者の氏名	新	朝来市和田山町枚田岡565	
			旧	安福英則	
		会計責任者の氏名	新	山本 正 之	
			旧	森下 恒 夫	
		旧	藤岡 英 一		

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
おりた正樹後援会	大山文男	代表者の氏名	新	大山文男	平成30年7月10日
			旧	馬田寿雄	
		会計責任者の氏名	新	織田麻里	
			旧	岡本時一	
活気ある神崎郡を作る会 牛尾まさかず後援会	蔭谷忠雄	政治団体の名称	新	活気ある神崎郡を作る会 牛尾まさかず後援会	平成30年7月26日
			旧	活気ある神崎郡を作る会	
「しばやすはる」と明日の川西市をつくる会	斯波康晴	主たる事務所の所在地	新	川西市けやき坂1-9-3	平成30年7月17日
			旧	川西市けやき坂3-36-4	
戸井田しんたろう後援会	段 武 夫	国会議員関係政治団体の区分	新	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成29年10月10日
			旧	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
兵庫県社会福祉政治連盟	井藤圭湊	主たる事務所の所在地	新	神戸市垂水区塩屋町6丁目6-20-403	平成30年7月1日
			旧	神戸市西区学園東町1丁目6番40号	
三木けえ後援会	三木圭恵	主たる事務所の所在地	新	西宮市広田町1-27	平成30年7月2日
			旧	三田市弥生が丘1-3-1-II-403	
		会計責任者の氏名	新	三木御鈴	
			旧	上岡悦子	

3 政治団体の解散の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
希望の党兵庫県第7区総支部	畠 中 光 成	平成30年5月7日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
みらいの風	堀 井 健 智	平成30年7月23日



兵庫県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定及び届出事項の異動の届出があった。

平成30年8月31日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
伊 藤 和 貴	明石市議会議員	いとう和貴後援会	明石市西新町1丁目4-7	平成30年7月1日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		異動年月日
斯 波 康 晴	「しばやすはる」と明日の川西市をつくる会	主たる事務所の所在地	新	川西市けやき坂1-9-3	平成30年7月17日
			旧	川西市けやき坂3-36-4	
三 木 圭 恵	三木けえ後援会	主たる事務所の所在地	新	西宮市広田町1-27	平成30年7月2日
			旧	三田市弥生が丘1-3-1-Ⅱ-403	

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第265号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成30年8月31日

兵庫県公安委員会
委員長 豊 川 輝 久

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「運搬警備業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成30年10月3日（水）から同月11日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

平成30年10月9日（火）から同月11日（木）までの3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、平成30年10月11日（木）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で30人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（運搬警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成30年9月4日（火）から同月18日（火）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

- (7) 3の(1)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 - (4) 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
 - (7) 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (2) 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
 - (4) 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習を受講しようとする者
- ア 申込書1通
 - イ 指導教育責任者資格者証等の写し
 - ウ 次に掲げるいずれかの書面
- (7) 3の(2)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 - (4) 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
 - (7) 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (2) 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
 - (4) 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- 7 申込書の配布
- 申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。
- 8 受講手数料
- 新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。
- 9 受講日の携行品
- 筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）
- 10 その他
- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
 - (2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
 - (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
 - (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- 11 講習委託先
- 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会
- 12 問合せ先
- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3424
 - (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166